

現代日本語における対称代名詞の特異性

——人称詞の観点から——

竹 内 直 也

0：はじめに

現代日本語の東京方言において、いわゆる「あなた、君」などに代表される対称（二人称）代名詞は、「何となくよそよそしい」とか「失礼な感じがする」と言う理由から、一般的に使わずらいものとなっている。そのため、名前などその他の代用表現によって二人称は表されている。しかし、名前などの代用表現が発達しても、けっして対称代名詞は消えることなく今日まで残っている。これはどのようなことなのだろうか。

本論では、鈴木（1973・1985）で定義されている「人称詞」の観点から対称代名詞を概観し、対称代名詞が他の人称代名詞から、更に対称詞の中から見ても特異な性質を有していることについて論じる。

なお、今日「代名詞」と言う文法用語は、それらの語群が名詞と何ら異なる性質を有していないことから、「代名詞」として一つの文法項目として置かず「人称名詞」（ex 田窪（1992・1997））という名詞の一つの用語として括るのが一般的であるが、本論では「対称代名詞」という限られた語群について言及するので、特別な場合を除いて、特に断りなく「代名詞」という用語を用いて論を進める。

1：人称体系と人称詞について

日本語の人称体系は単純に言えば、「自分を指し示す」自称（一人称）、「話し相手を指し示す」対称（二人称）、そして「第三者を指し示す」他称（三人称）の三分類でまとめることが出来る。これらの三分類と基本的性質から、「私、僕」は自称代名詞、「あなた、君」は対称代名詞、「彼、彼女」は他称代名詞という区別がなされてきて、これらを一括したものが「人称代名詞」と呼ばれてきた。しかし実際の使用の場においては、人称代名詞のほかに固有名、地位・役職名など様々な表現で人称を表し、また、これらの人称名詞は省略されることが多い。例えば（1）の例文において、下線部の人称代名詞は省略しても会話の上では差しつかえがないし、固有名などが分かっている場合は、（2）の方が会話として自然になる。

- (1) a 「あなたはこの生まれ？」
b 「僕は東京の生まれです。」

(2)

(2) [佐藤という人に対して]

a 「佐藤君はどこ生まれ？」

b 「僕は東京の生まれです。」

このように、人称代名詞はそのまま出すより、省略したり、他の表現で置き換えた方がより自然にな日本語として聞こえる場合が多い。このような点に着目して人称研究を「代名詞」という枠組みから離れたところで研究することを提示し、「人称詞」という新しい枠組みを作ったのが鈴木 (1973・1985) である。

鈴木 (1973) は、日本語の人称代名詞について、「日本語のいわゆる狭い意味での人称代名詞は他の語彙から独立した、一つのまとまった語群を形態論的にも機能の見地からも形作っていない」(134頁) ことに着目して、「親族名称、地位名称などを一括して話し手が、自分の自分を表すことば、および相手を示すことばという広い見地に立って」自称詞・対称詞・他称詞という枠組みを提案した。これらを総称したものが「人称詞」である²¹。

この「人称詞」という考えによって人称研究は、人称代名詞研究から、もっと幅広い「自分を指すことば」「相手をさすことば」「第三者を指すことば」という観点から行われることとなった。本論はこの定義に則って、人称代名詞も人称詞の枠組みで扱うこととする。

2：対称代名詞の位置づけ—使用例と人称の違い—

まず、人称代名詞がどの人称を表すのかを考察していく。本節では、それぞれの人称代名詞が自称・対称・他称のどれで用いられるのかについて言及する。

まず自称代名詞を見ていく。自称代名詞は自称を指すのはもちろん、特殊な例となるが、対称を表す場合も存在する。

(3) [小さい子供に対して] 「ぼくはどこから来たの？」

(4) [相手を馬鹿にして] 「ボクちゃん、ここは大人しか入れないの」

このように、小さい子供に向けて話しかけるようなときは、自称代名詞を対称表現として用いることがある。また、俗語の例であるが、

(5) 「何するんじゃ、ワレ！」

(6) 「てめえで考えろ」

のような例も対称表現と考えられる。これらの例からも自称代名詞は、特殊な場合ではあるが、対称表現となる例があることが認められる²²。

次に他称代名詞について見ていく。なお、他称代名詞は幅広く取ると「こいつ・そいつ・あいつ」なども含むが、これらは他称代名詞ではなく「コソアド」の指示詞の範疇から考察するほうがより自然であるため、人称代名詞からは除外する²³。ここでいう他称代名詞は主として「彼、彼女」のことを指す。

他称代名詞も自称代名詞と同様に対称表現をとる例がある。

(7) [見知らぬ女性に]「彼女、お茶しない？」

(8)「これ、彼のじゃない？」(田窪 (1997) より)

これらの例は田窪 (1997) によると、「名前を知らない相手に話し掛ける際に、名前、すなわち呼称のかわりに使っている」ものであり、「呼称を使って相手を指すための社会的儀礼や手続きを省略して、話者が直接相手を名付けし、呼んでいることから来る失礼さ、あるいは、なれなれしき」(38-39頁) があるという。しかし呼称化されているとはいえ、ここに現れるのは対称表現である。この点から他称代名詞も対称表現をとる場合があるといえる。

これらに対して、対称代名詞は自称も他称も表さない。やや古い例となるが、

(9) 山のあなたに降る雪が…

のように、他称を表す例も存在するが、これは人称代名詞と取ることは不可能であるため、ここからは除外する⁶⁴。

上記のことを人称代名詞と人称体系の点からまとめると、<表1>のようにまとめられる。○は表現可能、×は不可能、△は条件付きで表現可能を表す。

<表1>

	自称代名詞	対称代名詞	他称代名詞
自称表現	○	×	×
対称表現	△	○	○
他称表現	×	×	○

この表から読み取れることは二つある。一つは、対称代名詞は対称表現のみをとり、どのような場合においても自称・他称を表すことが出来ないということで、もう一つは、人称代名詞は自称・対称・他称とあるが、どれでも対称表現をとることが可能である、ということである。この二点から考えても、対称代名詞、対称表現は自称・他称とは意味的に大きく異なることに気付く。この点から、

- (I) 対称代名詞は対称表現のみで使用され、他の表現を表すことが出来ない。しかし、対称表現は他の代名詞で表すことも可能であり、幅広く受け入れることが出来る。

という結論を導き出すことが出来るのである。

それでは、いわゆる対称表現である「対称詞」の場合ではどうであろうか。これについて、人称詞の中の位置づけから考察してみたい。

3：対称詞と人称詞の関係

人称詞とは、先にも記したとおり、その呼称がどの人物を指すかによって決まる。そ

(4)

のため、呼称として使われるものは、自称・対称・他称をまたいで存在するものが多数である。以下、人称表現として使われるものを、自称・対称・他称のどれで使われるのかを見ていこう。

人称表現として使われるものは、大別して人称代名詞・親族呼称・人名・通称の4通りしか存在しない。人称代名詞については先に見たので、本章ではその他の3つについて言及していく。

3-1; 親族呼称

まず親族呼称について見ていく。親族呼称とは、「父、母、息子」などの、親族を表すのに用いることばである。これらのことばは英語などではその人物を指し示す呼称として用いる例が少ないが、日本語ではこれらを家族の名称のほかに、人称表現として用いる例が多くある。またこれらは社会的関係から待遇性を持ち、使い分けがなされる。親族呼称について考える際、これらの待遇性について深く言及する必要があるが、本論は人称表現で対称表現の問題について言及していて、それらの待遇の使い分けは本論の問題とは別のものとなるため、それらの問題についての説明は必要最低限にとどめる。

一般的に、親族呼称は自称として用いられる。しかし、この表現が用いられる条件は、話者から見た親族的地位が下位のものに対してのみである。

(10) [父→息子] 「お父さんが持とうか？」

(11) [息子→父] 「{#息子/僕}が持つからいいよ」^{#6}

それに対して、他称として用いる場合は、待遇的な問題と関係なく、どの人物に対しても用いることが出来る。

(12) 「父親はいつも酒ばかり飲んでいたので入院したんだ」

(13) 「息子はいつまでたってもぶらぶらしてて、社会に出る気がないみたいだ」

そして、対称として用いる場合は、自称表現として用いる場合と逆になる。つまり、話者からみた親族的地位が上位のものに対してしか一般的に用いることが出来ないのである。

(14) [息子→父] 「父さんはいつも酒ばかり飲んで、体壊すよ」

(15) [父→息子] # 「息子はいつになったら社会人になるんだ？」

しかし、(16) のような例であつたら、対称表現として許容が可能と感ずるかもしれない。

(16) [父→息子] 「息子よ、父を超えてみろ」

しかし、この例は呼びかけ表現として考える方が適当であり、これが呼称として用いていると考えることについては、人によって大きくゆれる。そのため、ここではこの表現は対称表現と考えることはしない。

これらをまとめると、親族呼称は主として他称表現が中心であり、それらを応用して

自称・対称表現として用いられるようになった。しかし、自称・対称表現として用いるには待遇的な制限が存在し、自由に用いることが出来ないことが分かる。

3-2 ; 人名

次に人名について見ていく。これらの表現が他称を表すことは改めて言うまでもない。それと同様に対称として用いることも自然である。(17) が他称の例で (18) が対称の例である。

(17) a 「この前会った佐藤君、どうしてる？」

b 「佐藤君は最近勉強が忙しいらしくて連絡つかないよ」

(18) [佐藤君に対して] 「佐藤君は何でそんなにすぐに怒るの？」

この表現は自称として用いることも出来る。しかし、自称表現として用いる場合、人名で表すことは特殊な例としてしか現われない。

(19) [ナカタという人物が] 「ナカタは頭が悪いので字が読めません」

(村上春樹『海辺のカフカ』)

(20) [ユウカという小さい子供が] 「ユウカちゃんが食べる！」

これらは自分のことを指し示すのだが、そのときに用いているのは自分の名前である。このような例は、小さい子供のようなものに限られる。これは自分が呼ばれている名前で自己を表すことで自分の名前と本人を一致させる、という言語習得時の幼い行動が残るものであるといえる。

これらをまとめると、人名は対称・他称としては何の制限もなく用いることが出来るが、自称表現としては幼い特殊な表現と解釈するのが適当である。

3-3 ; 通称

通称には二種類ある。地位・役職名とあだ名の二種類である。両者ともに、その本人がその内部の世界の関係から生まれたもので、その内部にいる人にしか通じない集団語と解釈できるので、これらを総合して通称とした。

これらの性質は主として人名と同じである。他称・対称として用いるのはごく普通である⁸⁷。(21)、(23) が他称、(22)、(24) が対称の例である。

(21) [同窓会の席で] 「あんなに元気だった校長先生が早死にするなんて…」

(22) [課長に対して] 「課長はこの計画に反対なのですか？」

(23) 「いつも泣いてばかりいたよっちゃんって覚えてる？」

(24) [ジョージというあだ名の人に] 「ジョージは刺身苦手だったっけ？」

しかし、人名と違う点として、自称表現で用いる場合、地位・役職名は用いることが出来ない。そしてあだ名は用いることは出来るが、人名を自称で用いる以上に幼稚な表現となってしまう、かなり許容度が下がる。そのため一般的に用いられるとは考えられ

(6)

ない。

(25) [(22) の返答] # 「課長はこの意見には賛成できないな」

(26) [(24) の返答] ? 「ああ、ジョージは刺身は苦手だよ」

このように見ると、人名と通称は似ているように見えるが、自称表現の違いからこの両者は区別されるべきである。また、なぜ地位・役職名のみ自称では決して用いることが出来ないのか、という問題が存在するが、本論は対称詞を中心に見ているので、ここでは地位・役職名はその人の社会的身分をあらわすもので、その中に待遇性が存在するからと述べるに留める。

3-4 ; 人称詞から見る対称表現

以上のように人称詞で用いられるものを個別に見ていった。これらの表現の特性として、名詞が第三者つまり他称を表すことから始まり、それが緩用されて自称・対称となったのだろう。しかし、自称表現として成立するには、まだ制限があり十分なものであるとは言い難い。

人称体系との関係を<表1>のように表すと、<表2>のようにまとめられる。なお<表1>では現れなかったが、本表の?は存在するかどうか判別できないものを表す。また、本表では人称代名詞は除く。

<表2>

	親族名称	人名	通称
自称詞	△	△	?
対称詞	△	○	○
他称詞	○	○	○

この表で注目したいのは、他称詞はもちろん、対称詞としてもほぼ全てを用いることが出来る点である。<表1>でも同様であったが、これらの表を見ると、対称詞として用いることの出来ないものはほとんど無いといえる。この点から、

(II) 人称表現で、対称詞はたくさんの置き換え表現があり、そこからそのつど場に合う表現を選択して用いている。

という結論が導き出せる。つまり、対称表現として用いるものは多岐に渡り、このように多数あることから、対称代名詞の問題点を見ることが出来るのではないだろうか。

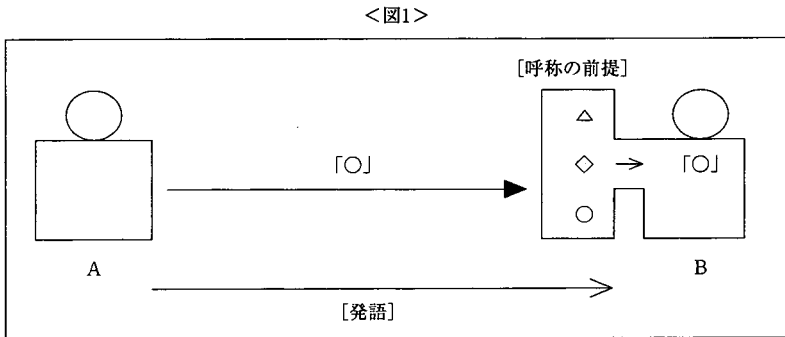
以下、対称詞の中から対称代名詞をみていく。

4 : 対称詞の中の対称代名詞

2・3から、対称詞として用いることが出来るものは、特殊な場合も含めると、全てである。しかし、<表1>、<表2>を見ても明らかなように、対称代名詞は他の人称

を表すことは出来ない。これはどのような理由から生じているのだろうか。本節では、対称表現とはどのようなものかを考察した上で、対称代名詞の特異性について考察を加えよう。

まず本論で取り上げてきた対称表現をモデル化すると、〈図1〉のように表せる。



図について説明すると、AとBが会話しているときにAが「○」と呼びかけたとする。そのとき、Bは自分の中に持っている自分が呼ばれる呼称の前提の中からその呼びかけが自分であることを認識する。これが対称表現であり、この前提に含まれるものが対称詞であるといえる。

(27) [タロウと言う人が]

- a 「タロウ、帰りにコンビニ寄ってアイス買ってきて」
- b 「あなた、帰りにコンビニ寄ってアイス買ってきて」
- c# 「ヒロシ、帰りにコンビニ寄ってアイス買ってきて」

このようにcが不適當と解釈されるのは、タロウの頭の中に「ヒロシ」と呼ばれる前提がないためである。ここから、対称表現に関して、前提がないと受け入れることが出来ないということが諒解される。

しかし、人称代名詞で対称表現を表す場合、全てがこのモデルどおりになるとは限らない。それは、人称代名詞そのものが、特定の人物そのものを表すわけではないため、呼称の前提をも通り過ぎてしまうからである。

(28) [小さい子供に対して] 「ぼく、ハンカチ落としたよ」

(29) [見知らぬ女性に] 「彼女、ハンカチ落としたよ」

(30) 「あなた、ハンカチ落としたよ」

これらの例文は見知らぬ人で、しかもハンカチを落としたという意識のない人に、ことばだけで伝えられる可能性は低い。それは「ぼく」「彼女」「あなた」ということばが、特定の人物に用いるわけではなく、誰にでも使えるからである。

(8)

さらに三者の例文を比較してみる。ここから見えることは、(27) (28) は前提を持っていないと使えないということである。つまり自称代名詞・他称代名詞の対称表現は、特別な条件なくして成り立たないもので、その条件が不特定の人物の限定を行っているといえるのである。自称・他称はその使用制限が人物特定の制限となっているので、多少の限定があると考えられる。それに対して、対称代名詞そのものは「その人物を指し示す」だけであり、待遇性・性別を問わない⁴⁸。そのため、誰のことを言っているのか特定化することは、自称・他称代名詞の対称表現よりいっそう厳しいものとなっている。そのために、このような表現をするときには、

(31) 「{その黄色い服を着た} あなた、ハンカチ落としたよ」

のように、何かしらの限定化する要素をだして、その人物に伝えるようにしなくてはならない。

また、他の対称詞と比較してみる。対称詞のモデルは<図1>のとおりで、一対一の会話の場において対称詞は存在するとしたが、もちろん一対一の場でなくても対称詞は成立する。

(32) [集団の中で] 「岡田君、彼女とどうなった？」

このように、集団の中の一人に対して呼びかけることも可能である。しかし、ここで注目したいことは、このように集団に呼びかけても、対称詞を用いて話しかける相手は一人であるということである。つまり、対称詞がたとえ集団相手でも使えるとはいえ、その目的となる人物は必ず一人だけで、会話を求める相手であるといえるのである。ここから、対称詞で話者の目的とするものは一人の相手と見ることができ、対称は一対一の会話の際、聞き手に向かって発信されるというに対称性を持つ語であるといえるのである。

この点は対称に近いと思われる他称表現と大きく異なる。他称表現は対称性をまったく必要としない。

(33) a 「今日、岡田君が来たらなあ…」

b [岡田が後ろから] 「え、呼んだ？」

このように、第三者を考えて発言した際に、偶然その第三者が現われたからといって、それが対称表現となるわけではない。この場合、あくまで他称表現で、話者も聞き手も、その人物がその場に存在することを前提としていない。このような点から見ても他称に対称性は存在しないと考えられる。

それと同様に、自称表現にも対称性はもちろん存在しない。自称表現は「自分のことを表す」だけであり、その中に他人が存在することはありえない。そのため、対称性は対称詞の大きな特性であるといえる。

対称詞の中でも、対称代名詞は対称性を強く持っている。むしろ対称性をなくしては成立しないものであると言えるほどである。

(34) [岡田に]

a 「君だけに教えてあげるよ」

b 「岡田君だけに教えてあげるよ」

これらの例文を比較した場合、明確さを持つのはbのほうだが、aのほうが一人の人に限定している感じがある。これは対称性の問題で、一対一で向かいあう感じがより一層強くなるためである。bのように「岡田君」と言っても、目の前で会話しているから対称詞として成立するのであって、「岡田君」そのものには対称性は存在しない。しかし、「君」や「あなた」などは、その語自体は何の意味も持たない。その会話する相手をダイレクトに指し示すだけである。そしてこれが対称代名詞の本質であり、ここから対称代名詞の本質は聞き手との対称性にあるといえるのである。つまり、対称表現は対称的性質を常に有しているが、対称表現そのものには対称性があるので、対称詞として現われる語そのものには対称性は存在しないが、対称代名詞はその語自体が対称性を有していて、対称表現として用いるときにより一層対称性が強く現われると言えるのである。

最後に、対称代名詞の指示性の問題に触れる。一般的に、コンソアドで表される指示詞は、指示の方向性を持つ⁹⁹。

(35) 「この花はいい香りがするよ」

(36) 「その花はいい香りがするよ」

(37) 「あの花はいい香りがするよ」

これらの例のように、指示詞は指し示すもの（この場合では「花」を指し示す）という性質を持っている。いわば、指示性とは「指さして指し示す」力であるといえるのである（佐久間（1966））。

それでは、対称詞の場合どうであろうか。先に記したとおり、対称詞は相手に向かっていくという発話方向がはっきりしている。これは自分自身を表すだけの自称詞やその場にいない第三者を表すものである他称詞には存在しない。相手に向かって発信して、その相手自身を表す語を使う対称詞はその性質自体に指示的性質を有しているといえる¹⁰⁰。対称表現は、その表現が指示的性質を有していて、その点からも指示詞と性質が似ているということも出来る¹⁰¹。

それでは、対称詞の中ではどうだろうか。対称代名詞と他の対称詞を比較してみる。まず指示詞との接続について考えてみる。

(38) 「そのあなた、おつり忘れてますよ」

(39) [佐藤にペンを貸してもらいたいとき] * 「その佐藤君、ペン貸して」

(39)の例文が不自然になるのは、「佐藤君」という名前を言った時点でその人物を固定化できているからで、それに追加して「そのの」という指示詞を入れると、固定化した上で指示するという余分なものが加わるためである¹⁰²。それに対して、(38)は人

(10)

称代名詞が固定化・特定化できない点から、さらに「そのの」という指示語との接続が可能となる。そして、指示詞と一体化することによって、その指し示す人を指示する性質は上がっている。仮に、

(40)「その人、おつり忘れてますよ」

のようにすると、指示詞の指示だけで、(38)の場合より指示性は強くならない。ここから対称代名詞は指示性を強く持っているのではないかと考えることができる。

また、この指示性というものに注目すると、不特定多数の人でその条件に合う人を指示するということも可能となる。

(41)「タンスのスペースがほしいあなたに、布団圧縮袋がいいですよ」

(42)「あなたの恋愛偏差値はどれくらい？」(TVドラマ『恋愛偏差値』)

これらの例文は特定の誰かに対して用いているわけではない。そのため、一見すると他称のように見えるが、そういう人に向けて発信している対称表現と解釈すると対持性を持っていると言える。ここで「あなた」と言って指し示している人は、その条件にあう人である。これは、その目の前にいない人でありながら、その条件に当てはまる人にとってはその言葉が印象に残るといった性質を持っている。誰でもない人を指示していると言えるのである。この点から見ても、対称代名詞は指示性を持っていると考えられるのである。

これは、「あなた」と言う語がもともと「彼方」の意味の「あなた」という指示詞から派生したという説があり、「あなた」が指示性をもつのはそうした性質からきていることは否定できない。しかしそれだけではなく、(41)、(42)の例文の「あなた」を「君」と置き換えても同じことが言える。こうした点からも、対称代名詞全てが指示性を持つと言っても過言とならないだろう。

5：まとめ—対称代名詞の特異性とは—

以上のように見ていくと、対称代名詞の特異性は4点にまとめられる。

- (a) 他の人称を表せない。
- (b) 固定化・特定化できない。
- (c) 対持性が他の人称詞・人称代名詞とくらべて強い。
- (d) 本質は指し示すだけという指示的性質を持っている。

これらの性質は対称代名詞のみが有している要素であり、このような点がある以上、対称代名詞は他の人称代名詞や人称詞とは別の点での考察が可能となる。特に(d)の性質が非常に強いので、指示詞との関係は注目すべき点であるが、その点については別稿で再度考察してみたい。

注

- 1 「人稱詞」と言う用語は鈴木（1973）では用いられていない。この用語は鈴木（1985）で初めて現れる。
- 2 また、この他に「自分」と言う語が対称表現をとるが、これは再帰・中照代名詞と呼ばれるものであるので、本考察の対象から除外する。
- 3 金水（1989）参照。
- 4 （9）のような例から見ても、人稱代名詞は指示語からの派生形であることが推測できるが、本論は人稱代名詞の問題について考察しているので、派生の問題については深く言及しない。
- 5 親族呼称の待遇性についての研究は鈴木（1973）や金水（1986）に詳しい。
- 6 例文中の記号として、「*」は非文法、「#」はその場の言葉の選択としてふさわしくないもの、「?」は使用者によって許容がゆれるものを表す。
- 7 もちろん、これらの使用には親密度などの問題も絡むが、ここではそのことを考察外とする。
- 8 もちろん、対称代名詞の運用には待遇性が含まれる。ここでは品詞そのものについて言及している。
- 9 あくまでこれは現場指示の場合であり、更に指示の方向性というものを考える際、「ド」はその性質を異にする。しかし、本論では指示詞の詳細については言及しない。
- 10 この性質については、対称詞自体が対持性を持っている以上、指示的性質を持つのは当然のことと言える。
- 11 また、人稱体系と指示体系は対応していると言う考え方もある。その考察では、対称は「ソ」の性質を持っているとされる。詳しくは近藤（1987・2000）参照。
- 12 たとえばその現場に「佐藤君」と呼ばれる人がたくさんいたら、この例文の許容度は幾分かあがるが、それでも適当な例文と考えることは難しい。

参考文献

- ・金水敏（1986）「名詞の指示について」
（『築島裕博士還暦記念国語学論集』明治書院）
- ・金水敏（1989）「代名詞と人稱」
（『講座 日本語と日本語教育 4巻 日本語の文法・文体（上）』明治書院）
- ・久野暉（1978）『談話の文法』（大修館書店）
- ・近藤泰弘（1987）「日本語の人稱の性格について」
（『日本女子大学紀要文学部』36 日本女子大学）
- ・近藤泰弘（2000）『日本語記述文法の理論』（ひつじ書房）

(12)

- ・ 佐久間鼎 (1966) 『現代日本語の表現と語法 (増補版)』 (厚生閣)
- ・ 鈴木孝夫 (1973) 『ことばと文化』 (岩波新書)
- ・ 鈴木孝夫 (1985) 「自称詞と対称詞の比較」
(『日英語比較講座 5 —文化と社会』大修館書店)
- ・ 田窪行則 (1992) 「言語行動と視点—人称詞を中心に—」
(『日本語学』11巻9号明治書院)
- ・ 田窪行則 (1997) 「日本語の人称表現」
(田窪行則編『視点と言語行動』くろしお出版)

【付記】 本論は2001年度学習院国語国文学会秋季大会、2002年度国語学会春季大会の口頭発表に基づいて作成されました。発表においてご教示いただきました諸先生方、また、本研究をご指導・ご鞭撻下さった田中章夫先生、長嶋善郎先生、前田直子先生にこの場をかりて改めて御礼申し上げます。